

## 近鉄郡山駅周辺地区まちづくり社会実験

### つなげる広場管理運営基準

#### (趣旨)

第1条 この基準は、次に掲げることを目的として、つなげる広場（以下「広場」という。）のイベント広場及びオープンスペース（以下「イベント広場等」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 大和郡山市の中心部である近鉄郡山駅前において、市民等に多様な活動や交流の場を提供するとともに、中心部の賑わい創出を図り、本市の魅力と活力を高めること。
- (2) 広場の活用を社会実験と位置づけ、その結果を、近鉄郡山駅前整備の計画や運用に活かすこと。

#### (名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	つなげる広場
位置	大和郡山市南郡山町526番地1

#### (事業)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 賑わいや交流の場を提供するためイベント広場等を市民等に開放する事業
- (2) その他広場の設置目的を達成するために必要な事業

#### (使用承認の申請)

第4条 イベント広場等の一部又は全部を独占して使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、広場使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、広場を使用して行う行為が、大和郡山市、大和郡山市教育委員会又はこれに準ずる公益・公共団体等が主催、共催もしくは後援する事業であるときは、この限りではない。

- 2 前項の申請は、使用希望日の3箇月前から1箇月前までの平日（大和郡山市の休日を定める条例（平成元年3月大和郡山市条例第2号）第1条第1項に規定する日を除く。以下同じ）までに行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた使用行為を行う使用者は、同項の承認を受けることを要しない。この場合において、使用者は、使用日の1箇月前から前日までの平日に市長に届け出なければならない。

#### (使用の承認)

第5条 市長は、前条第1項の申請書を審査し、使用を承認したときは、申請者に対して広場使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 前項の承認をする場合において、広場の管理運営上必要があると認められるときは、その使用において条件を付することができる。

(使用期間及び時間)

第6条 前2条に規定する承認を要する行為に係るイベント広場等の使用期間は、1箇月のうち5日間（連続する使用の場合に限り、連続する7日（その使用が翌月に及び場合も同様）までの範囲とする。ただし、第1条に規定する目的達成のため、市長が特に必要と認める場合は、連続する7日を超えて使用することができる。

2 使用者が1日において使用できる時間は、午前8時から午後10時までとする。

3 第1項ただし書の規定により、連続する7日を超えて使用しようとする者は、広場使用承認申請書（様式第1号）に加えて、市長に広場長期使用承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

4 2日以上連続してイベント広場等を使用するときは、原則として使用に伴う設備を各日ごとに撤去するものとする。ただし、市が必要と認める措置が使用者が講じ、安全管理上問題がないと認められる場合は、この限りではない。

(承認の基準)

第7条 市長が、第5条の規定により使用の承認をする場合は、使用に係る行為が次の基準を満たしていなければならない。

(1) 第1条に規定する広場の設置目的に寄与する活動であること。

(2) 周辺環境に支障を及ぼす恐れのないこと。

(3) 現場責任者を置き、現場責任者による安全管理が行われるものであること。

(4) 楽器、マイク、スピーカー等を用いて音を発生させる行為については、近隣住民の日常生活の妨げとならない範囲で行うものであること。

(5) 芝生部分を使用する場合は、芝生を著しく痛める恐れのないこと。

(6) 使用に係る行為又は設備が、園路部分の歩行者等の通行を著しく妨げる恐れのないこと。

(使用料)

第8条 広場の使用料は、無料とする。

(使用の不承認及び承認の取り消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用の承認をしないものとする。

(1) 第7条に規定する基準を満たしていないと認められた場合

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められた場合

(3) 施設、備品をき損し、又は滅失する恐れがあると認められた場合

(4) 事業者が、暴力団、暴力団関係企業、もしくはこれらに準ずる者等、反社会勢力であると認められた場合

(5) 特定の政治や宗教的なイベントと認められた場合

(6) その他広場の管理運営上支障があると認められた場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用承認の条件を変更し、又は取り消すことができる。

(1) 前項の各号のいずれかに該当することとなった場合

(2) 使用者が使用承認の条件に違反した場合

- (3) 使用者がこの管理運営基準に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

(使用内容の変更)

第10条 第5条の規定による承認に係る使用内容を変更しようとするときは、広場使用承認変更申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(使用の取り下げ)

第11条 使用の承認を受けた者が、自己の都合により使用の申請を取下げの場合は、広場使用取下申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(遵守事項)

第12条 使用者は、イベント広場等を使用する際、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 参加者の整理及び安全確保を行い、広場内及びその周辺の歩行者及び車両の通行を妨げないように配慮すること。
- (2) 第三者とのトラブル又は事故は、使用者が責任をもって解決すること。
- (3) 施設又は備品を損傷し、又は破損した場合は直ちに市へ報告し、使用者の負担で原状に復旧すること。
- (4) 音を発生させる行為については、近隣住民の日常生活の妨げとならない範囲で行うこと。また、午後6時から午後10時までは、スピーカー等を用いて音楽の演奏や再生をしないこと。なお、行為中に音について近隣住民からの苦情等があった場合には、ただちに音を発生させる行為を中止すること。
- (5) 火気を使用する場合、現場責任者は使用する火気を適切に管理下に置き、細心の注意を払うこと。また、消火器を1本以上用意すること。
- (6) 使用時間内に機材等を搬出するとともに、周辺の清掃を行い、回収したごみ等については必ず持ち帰ること。
- (7) 本基準はもとより、関係する各種法令に従うこと。また、関係行政機関との調整や届出・許可等が必要になる場合は、使用者側で手続きを行うこと。
- (8) 来場者及び使用者用の駐車・駐輪場は原則使用者にて用意するか、もしくは近隣の有料駐車・駐輪場を案内すること。

(禁止事項)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない

- (1) 施設、備品等をき損し又は汚損する行為
- (2) 火災、爆発その他の危険を生ずる恐れのある行為
- (3) ごみ、空き缶その他汚物を投棄し又は悪臭を発生させる行為
- (4) 騒音又は大声を発することや、泥酔、その他他人に迷惑となる行為
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス又はこれらに類する行為
- (6) 特定の政治・思想・宗教団体等の利益となる行為又はこれらを支援する行為

- (7) 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる行為
- (8) ギャンブル・投資等いたずらに射幸心をあおる行為
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類する行為
- (10) 暴力団、暴力団関係企業、もしくはこれらに準ずる者等、反社会勢力による利用及びその利益となる行為
- (11) その他、市長が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為

（原状回復）

第14条 使用者は、広場の使用が終了したときは、ただちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 使用者が前項に定める義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

（報告）

第15条 使用者は、使用期間終了後、大和郡山市が実施する広場使用に関するアンケートに協力しなければならない。

（その他）

第16条 この基準に定めるもののほか、広場の使用に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和元年 8月 1日から施行する。